

土交通省、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省、関係地方公共団体、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、原子力事業者（九州電力株式会社）等

(3) 訓練内容

① OFCの立ち上げ

警戒事態の発生後、玄海原子力規制事務所の原子力防災専門官はOFCの立ち上げを行う。

② 現地事故対策連絡会議の運営

施設敷地緊急事態の発生後、原子力防災専門官が中心となり、関係地方公共団体等の参集者を統括し、関係機関間の情報共有等を図るため、第1回現地事故対策連絡会議を開催する。また、現地に派遣した国、関係地方公共団体等の要員到着後、現地における詳細な情報共有や、全面緊急事態への進展に備えた対応を検討するため、継続的に現地事故対策連絡会議を開催する。

③ 原子力災害現地対策本部の設置・運営

全面緊急事態の発生後、内閣府副大臣（原子力防災担当）を本部長とする原子力災害現地対策本部を設置して、現地対応の総合調整に係る本部運営を行う。

④ 原子力災害合同対策協議会の運営等

全面緊急事態の発生後、政府の原子力災害現地対策本部、関係地方公共団体の災害対策本部等は、相互の情報共有、緊急事態応急対策の検討、意思決定等を行うため、内閣府大臣官房審議官（原子力防災担当）を事務局長とする原子力災害合同対策協議会を開催する。

(4) 実施概要

① OFCの立ち上げ

- 7:30 地震発生後、原子力防災専門官がOFCに参集
- 7:33 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地警戒本部設置
- 8:35 玄海原子力発電所より「警戒事象の発生」FAX受信
- 8:52 ERCより「警戒事態の要請文」FAX受信
- 9:45 国職員の派遣に係る調整をERCと実施
- 10:30 ERC、佐賀県、玄海町、唐津市、長崎県、松浦市及び福岡県における情報共有会議（施設敷地緊急事態における防護措置の実施方針（案）を決定）を傍聴

② 現地事故対策連絡会議の運営

11:35に原子力防災専門官は、第1回現地事故対策連絡会議を開催して、参集した国、関係地方公共団体、実動組織等の職員に対し、原災法第10条通報の内容、プラントの状況、国からの避難要請等について情報共有した。また、施設敷地緊急事態における防護措置の実施方針について確認し、避難の対象施設及び対象者数、避難先・避難ルート、輸送手段の確保状況、安定ヨウ素剤の緊急配布等の対応を確認した。

12:00に中央合同庁舎第8号館で開催された第1回非常災害対策本部・原子力事故対策本部合同会議をTV会議システムにより傍聴し、情報共有を図った。

12:10に内閣府副大臣（原子力防災担当）をはじめとする国の職員が到着し、状況報告を実施した。

12:50に第2回現地事故対策連絡会議を開催し、プラントや避難の状況に

について情報共有するとともに、原子力事故現地対策本部長より、佐賀県、長崎県及び福岡県に対し全面緊急事態における防護措置の実施方針（案）の検討の準備を要請した。

14:10に第3回現地事故対策連絡会議を開催し、プラントや避難の状況について情報共有するとともに、全面緊急事態への進展に備えた避難及び屋内退避の対象者数、避難先・避難ルート、輸送手段の確保状況、安定ヨウ素剤の緊急配布等の対応を取りまとめ、全面緊急事態における防護措置の実施方針（案）について決定し、最後に原子力事故現地対策本部長より、佐賀県、長崎県及び福岡県に対して、全面緊急事態に備えた同実施方針（案）に基づく対応を要請した。

③ 原子力災害現地対策本部の設置・運営

14:55の全面緊急事態認定後、直ちに内閣府副大臣（原子力防災担当）を本部長とする原子力災害現地対策本部を設置した。

④ 原子力災害合同対策協議会の運営等

ア 第1日目

内閣府大臣官房審議官（原子力防災担当）を事務局長とする原子力災害合同対策協議会を設置して、16:00に第1回目の会議を開催し、原子力緊急事態宣言、避難指示文、全面緊急事態における防護措置の実施方針を確認するとともに、プラント状況、避難状況、気象状況、今後の対応方針等について、国、関係地方公共団体、実動組織等と情報共有した。

イ 第2日目

(ア) P A Z 内住民の避難

10:15に第2回原子力災害合同対策協議会を開催し、P A Z 及び P A Z に準じた防護措置を実施する地域内の住民避難状況、安定ヨウ素剤配布状況、緊急時モニタリング状況、気象状況等を確認した。

(イ) U P Z 内一部住民の一時移転

12:00に第3回原子力災害合同対策協議会を開催し、U P Z 内一部住民の一時移転について、対象地区・対象者数、避難先・避難ルート、住民の輸送手段の確保状況、安定ヨウ素剤の緊急配布等の対応を確認し、一時移転等の実施方針を決定した。

15:30に第4回原子力災害合同対策協議会を開催し、玄海町の一時移転、避難退避時検査、安定ヨウ素剤配布状況等の実施状況を確認した。

⑤ O F C 各機能班の主要業務

ア O F C の立ち上げから国、関係地方公共団体、実動組織等の職員がおおむね参集するまでの間（情報収集・情報共有主体の活動）

原子力防災専門官を中心にO F C の立ち上げをはじめ、E R C、関係地方公共団体との通信系の確認、情報収集等を主体とする活動を行った。プラントチームは、E R C プラント班と事故進展予測等の情報共有を行った。住民安全班、医療班等は、E R C からの施設敷地緊急事態要避難者の避難準備等の要請に基づき、県及び市町の災害対策本部からの避難等における要請事項を確認するとともに、施設敷地緊急事態における防護措置の実施方針について情報共有するなどの活動を行った。

イ 内閣府副大臣（原子力防災担当）到着後（現地対策本部としての活動開始後）

内閣府副大臣（原子力防災担当）をはじめとする国の職員が到着してO F C の体制が確立した以降は、施設敷地緊急事態要避難者の避難状況等の把握とともに、全面緊急事態における防護措置の実施方針（案）の決定が行われた。

これにより、各機能班が同実施方針の実施に当たっての処置事項等を明確にして、原子力事故現地対策本部長の下、事務局長を中心として各機能班が有機的に業務を遂行した。

(5) 評価結果

【良好な事項及び助長策】

(全般)

- ・施設敷地緊急事態の認定後、OFCに原子力事故現地対策本部が設置され、関係地方公共団体、実動組織等の本部要員が逐次参集し、国職員の到着までの間、班長代行の指揮の下、組織的な活動に移行した。12:10に国職員等が到着後、引継ぎを行い、各機能班長の指揮の下、原子力災害合同対策協議会等を通じて、防護措置に係る実施方針等の検討及び調整がおおむね円滑に実施できた。

(OFC 総括班)

- ・OFCで行われる各種会議に際し、電話・FAX等により関係地方公共団体への資料の事前送付、開催案内、議事録等の送付をおおむね適切に実施できた。

(OFC 運営支援班)

- ・来訪者対応、駐車場管理、非常食の準備・提供、通信機器(TV会議システム等)の接続及び事務用品の提供・補充等、OFC運営が円滑となるよう業務を的確に実施できた。

(OFC 放射線班)

- ・施設敷地緊急事態の認定後、EMCからの気象情報等の提供依頼に際し、連絡発信票を活用し関係機能班へ要請を確実にすることができた。また、問合せについては、ホワイトボードへ時刻及び回答の有無を記入するなど業務を適切に管理することにより、EMC等との情報共有を図ることができた。

(OFC 住民安全班)

- ・住民避難に必要な情報(対象住民数、車両台数、集合場所、避難先等)を整理する様式等の準備により、正確かつ迅速な情報収集・整理ができた。今後は、自治体の意見も踏まえ、共通様式を定めて班マニュアルへ記載することの検討が必要である。
- ・会議終了後、班長から班員への内容、決定事項等の説明を行うことにより、情報共有及び適当な業務指示ができた。

(OFC 医療班)

- ・重要度を色分けした主要活動ボード、安定ヨウ素剤配布状況一覧及び一時移転状況等の情報を電子ホワイトボードへ表示し、班内の情報共有ができた。
- ・班長又は副班長からの的確な指示に基づき、安定ヨウ素剤の備蓄・配布状況、病院の被災・受入状況、搬送経路、被ばく傷病者の情報、一時移転及び避難退域時検査の状況を先行的に収集し適切に対応できた。より効果的に共有できるシステム(広域災害救急医療情報システムを含む。)の利用も一案である。

(OFC 実動対処班)

- ・業務を総括、運用調整及び状況把握に区分し、各実動組織(警察、消防、海上保安庁、自衛隊)から1名以上配置することによって班内の業務を効率的に実施できた。
- ・関係地方公共団体からの航空機等の支援要望に即応するため、あらかじめ実動組織の所有する航空機等の運用可能数を把握するとともに、運行状況表を作成し班内での情報共有を図ることができた。

(OFC プラントチーム)

- ・電子ホワイトボードを用いてプラント状況の把握・分析、事故収束手段の検討等ができた。今後、ERC等とのTV会議用にもう1台追加することについての検討が必要である。
- ・ERCから入手した発電所の概況図をシンプルに加工するなど、会議参加者に配慮した資料作成を実施できた。
- ・ERC及び即応センターとTV会議を実施するとともに、事業者通報、プラント状況発電所内の負傷者情報等を的確に把握し、館内放送よりOFC内へ情報共有を実施できた。

○福岡管区気象台

- ・気象について解説する場所を確保したことで、OFC住民安全班と連携しながら住民安全班の業務、気象情報の提供及び解説を円滑に実施することができた。気象解説実施のため、今後も引き続きOFC内に気象情報の提供及び解説を行う場所を提供することが望ましい。

【改善すべき事項及び今後の対策】

(全般)

- ・自然災害及び原子力災害との複合災害においては、既に自然災害への対応が進められている全体としてのタイムラインを考慮する必要がある。原子力災害に対して国が住民防護の対策を決定するとの責任は変わらないが、OFCに持たせる役割、そのための体制について検討する必要がある。
- ・OFCの原子力災害合同対策協議会は、プラント状況の把握、緊急時モニタリング、原子力災害医療、自治体の災害対策本部の進める応急対策の情報共有や防護措置の実施方針（案）の検討等の役割を果たすこととなっているが、複合災害時の自治体要員派遣の困難性等も踏まえ、その実施体制が十分かどうか、業務の必要性を含めて整理し検討する必要がある。
- ・地震・津波のような自然災害が発生し、その後、原子力災害が発生した場合においては、自治体は自然災害対応を優先せざるを得ないため、要員の派遣が困難となることが予想される。このような状況下でOFCを立ち上げ、情報共有・意思決定に係る体制を構築することや、機能班要員が参集できない状況を想定した対応の在り方についても検討する必要がある。
- ・原子力災害時には、住民避難、緊急時モニタリング、原子力災害医療等の現場活動が不可欠であり、多くの実動組織が関わることとなる。現地活動を効率的かつ効果的に調整・連携することを目的に、自然災害における実動組織の合同調整所が実災害においても運用されているため、原子力災害を含む複合災害時におけるOFCの体制や合同調整所の活用の在り方について検討が必要である。
- ・オフサイトセンターの活動について現地関係機関で作成している「原子力緊急事態等現地対応マニュアル（玄海OFC版）」と、OFC各機能班が作成している班マニュアルの手順確認を行ったが、両マニュアルで整合が十分図られていない部分があるため、関係文書との整合や関係者の意見も踏まえ検討が必要である。
- ・原子力防災専門官の所属は、総括班であるが、防災専門官の現地に関する知見等を幅広く活用する観点から特定の班に置くのではなく、現地対策本部長又は事務局長付とする案も含め原子力防災専門官の機能班における所属については検討が必要である。なお、現地対策本部長又は事務局長付とする場合は、平素から日常的に直接意思疎通出来るようにするなどの対策が必要である。

- ・訓練においては、訓練参加者全員が同時に訓練することを優先し、臨時の処置として多目的室までも実動組織の作業場として使用し訓練を実施した。OFC全体としての組織的かつ有機的な活動に留意しつつ、関係地方公共団体、実動組織、原子力事業者等と調整の上、最適なOFCの内部配置とすることが必要であり、活動スペースに応じた参集人員や活動要領等を定めるとともに、十分な地図スペースの確保や電子機器を活用する場合について検討する必要がある。

(OFC 総括班)

- ・兵棋台の地図に、避難状況、緊急時モニタリング結果、道路状況、実動組織の活動内容等を記入していたが、地図が小さく有効でなかった。今後、関係機関の意見を踏まえて、OFCレイアウトの見直しにより十分な地図スペースを確保することや電子機器の活用も含めた検討が必要である。
- ・電子ホワイトボードにクロノロジーを表示することにより班内の情報共有ができたが各機能班が保有している情報をOFC内で共有・連携できるよう、効果的な活用方法の検討が必要である。

(OFC 運営支援班)

- ・屋外で活動した要員の汚染検査から入館までの流れを確認したところ、タオルや簡易な着替え等の消耗品を整備しておく必要がある。各OFCの原子力防災専門官等と意見交換をするなどOFCの現況について把握し、必要な備品等について整備するとともに、放射線管理の知見を有する要員を運営支援班に配置することの検討が必要である。

(OFC 放射線班)

- ・施設敷地緊急事態の認定後、EMCからの依頼に基づき、最新版の気象情報等のデータを入手し提供していた。この際、内容の確認が不十分なまま提供されることがや班長への報告がないことなどが散見されたため、訓練を通じて基本的な業務要領について徹底する必要がある。

(OFC 住民安全班)

- ・事態の推移に応じて効率的かつ効果的な活動ができる体制の構築が必要であり、OFCと関係地方公共団体の連携体制、実施方針の策定プロセス等の周知・検討が必要である。

(OFC 医療班)

- ・避難状況や安定ヨウ素剤の配布状況に係る情報伝達経路の整理や発信元を明確にするために、OFCと関係地方公共団体も含め災害対応をより効率的かつ効果的な仕組みについて検討が必要である。

(OFC 実動対処班)

- ・異動後に配置された要員が、役割分担や他班との情報共有の流れなどについて認識が不十分なまま訓練に参加したため、班員としての活動は不十分なものとなった。このため、役割分担や他班との情報共有の流れなどについて理解することを目的とした研修又は訓練等を実施した上で訓練へ参加することが必要である。

2. 1. 3 情報共有及び意思決定訓練

(1) 訓練概要

TV会議システム等を活用し、事態の進展に応じて、中央と現地組織が必要な情報共有等を図るとともに、各拠点間の連絡、調整により各事態における防護措置の実施方針等について意思決定等を行う。

(2) 訓練参加機関

内閣官房、内閣府、国家公安委員会、警察庁、消費者庁、復興庁、総務省、消防庁、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省、関係地方公共団体、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、九州電力株式会社 等

(3) 訓練内容

自然災害及び原子力災害の複合災害を想定し、これらの事態の進展に応じて、中央と現地組織が必要な情報共有等を図り、各事態において円滑かつ確実に住民避難等を実施するための意思決定を行う。

警戒事態の発生において、各拠点が速やかにTV会議システム等を立ち上げ、当該システム等を活用した情報共有が可能な体制を構築するとともに、中央及び現地の各拠点間が連携し、その後の事態進展に応じて、円滑かつ確実な住民避難等を図るための防護措置の実施方針等について検討及び意思決定を行う。

当該検討及び意思決定を行うに当たっては、自然災害からの安全確保を最優先とした上で、オンサイト情報を踏まえた今後の事態進展予測と避難のための時間的見通し等の判断も含めて実施する。また、中央において自然災害及び原子力災害に係る両本部の合同会議を開催するとともに、自然災害及び原子力災害に係る情報収集システム（総合防災情報システム、統合原子力防災ネットワーク）を相互に利用することなどにより、現地組織も含めた情報共有、意思決定、指示・調整を一元的に行う。

(4) 実施概要

① 地震発生から原災法第10条事象発生まで（7：30～10：50）

地震発生後、直ちに官邸では地震に関する官邸対策室が設置され、被害状況の確認等が行われた。ERCでは、原子力規制委員会委員長及び内閣府政策統括官（原子力防災担当）を本部長とする原子力事故警戒本部が設置され、関係省庁等に対して必要な情報連絡等を行うとともに、関係地方公共団体に対して施設敷地緊急事態要避難者への避難準備等に係る要請を発出した。また、OFCにおいても、参集した要員により情報収集主体の活動が実施された。

10：30に原子力事故警戒本部、佐賀県災害対策本部、玄海町災害対策本部、唐津市災害対策本部、長崎県災害対策本部、松浦市災害対策本部及び福岡県災害対策本部によるTV会議を開催し、被害状況、プラント状況等を確認するとともに、施設敷地緊急事態における防護措置の実施方針（案）を決定した。

② 原災法第10条事象発生から同第15条発生まで（10：50～14：50）

原災法第10条通報を受け、官邸に原子力事故に関する官邸対策室が設置された。さらに、内閣府特命担当大臣（原子力防災）及び原子力規制委員会委員長を本部長とする原子力事故対策本部を設置するとともに、同本部会議を開催して、施設敷地緊急事態要避難者の避難、全面緊急事態に備えた避難準備等の実施を決定し、関係地方公共団体に要請した。

11：35に第1回現地事故対策連絡会議において、原災法第10条通報の内容、プラント状況、国からの避難要請等について情報共有を行った。

12：00に中央合同庁舎第8号館において、非常災害対策本部・原子力事故対策本部合同会議を開催し、自然災害及び原子力災害の複合災害への対応方針に

ついて協議を行った。同会議には、原子力事故対策本部から内閣府大臣政務官（原子力防災担当）等が参加し、県災害対策本部からは知事等がTV会議を通じて参加した。

12:10に内閣府副大臣（原子力防災担当）をはじめとする国の職員がOFCに到着し、12:15より現地対策本部長への状況報告、業務引継ぎを実施した。

12:50に第2回現地事故対策連絡会議を開催し、プラントや避難の状況について情報共有するとともに、現地対策本部長より、佐賀県、長崎県及び福岡県に対し全面緊急事態における防護措置の実施方針（案）の検討の準備を要請した。

14:10に第3回現地事故対策連絡会議が開催され、施設敷地緊急事態要避難者の避難状況の確認や全面緊急事態における防護措置の実施方針（案）について先行的に決定した。

③ 原災法第15条発生以降（14:50～17:00、8:30～11:00）

原災法第15条事象の報告があり、原子力規制委員会において事態認定後、総理大臣の代理として内閣府特命担当大臣（原子力防災）による原子力緊急事態宣言を発出し、原子力災害対策本部を設置した。関係地方公共団体に対しては、PAZ及びPAZに準じた防護措置を実施する地域内の住民の避難、UPZ内住民の屋内退避等に係る指示を発出し、原子力災害対策本部・非常災害対策本部合同会議にて全面緊急事態における政府の対応方針を決定した。

16:00に第1回原子力災害合同対策協議会が開催され、全面緊急事態における実施方針を確認した。

10:15（2日目）に第2回原子力災害合同対策協議会が開催され、PAZ及びPAZに準じた防護措置を実施する地域内の住民の避難状況、安定ヨウ素剤配布状況等を確認した。

④ OIL2によるUPZ内一部住民の一時移転（2日目）

12:00に第3回原子力災害合同対策協議会を開催し、UPZ内一部住民の一時移転について、対象地区・対象者数、避難先・避難ルート、住民の輸送手段の確保状況、安定ヨウ素剤の緊急配布等を確認し、一時移転等の実施方針を決定した。

15:30に第4回原子力災害合同対策協議会を開催し、玄海町の一時移転、避難退域時検査、安定ヨウ素剤配布等の実施状況を確認した。

（5）評価結果

【良好な事項及び助長策】

○官邸

（全般）

- ・会議資料の作成準備、プラントの事故進展に係る情報、住民の避難状況等の重要な情報及び指示を確実に伝達できた。
- ・事態の進展に備え、警戒事態の段階から内閣府特命担当大臣（原子力防災）、内閣府副大臣（原子力防災担当）及び内閣府大臣政務官（原子力防災担当）並びに原子力規制委員会委員長を含む幹部が到着後、オンサイト及びオフサイトの最新状況について報告を行うなど、的確な情報共有ができた。
- ・各班長は、班員に対して事態の進展に応じた実施すべき事項を適切に指示するとともに、関係する機能班と連携し業務を適切に実施できた。

（官邸 住民安全班）

- ・地図上に道路不通箇所を記入する際、UTM座標による情報提供があった箇所については、正確な場所を特定することができ、班内の情報共有を円滑にできた。
- ・活動情報システムで被害状況の把握をしたが、本来活動ログとしての機能しか持たないため、ERCオフサイト総括で集約している被害状況の地図（写真）の提供を受け継続的に状況の把握ができた。今後は、被害情報、各機関の活動情報、避難所情報、各種関連情報等を地図上に集約し、電子情報として、各拠点に共有できる仕組みの検討が必要である。
- ・施設敷地緊急事態における要請文、全面緊急事態における指示文等の幹部への事前確認、その後の本部会議での決定を受け、関係地方公共団体等への発出等の基本的な手順を確認できた。
- ・官房長官会見要旨等に係る広報班との調整・連携の手順を確認できた。今後は、平時から広報班が、意見照会をするなど関係機能班との連携により準備を進めていくことが重要である。

○ERC

(全般)

- ・TV会議システム、活動情報システム等を活用し、波浪を含む気象・海象状況、地震を含む被災状況、住民の避難状況等の情報を共有するとともに、防護措置の実施方針等について検討及び意思決定が実施できた。特に、気象・海象の状況については、気象庁要員からの積極的な助言を受け、海路避難に係る意思決定が迅速に実施できた。

(ERC オフサイト総括)

- ・住民安全班、医療班及び放射線班のクロノロジーから重要事項を抽出し、ホワイトボードに記載することで、幹部の状況判断・意思決定に必要な情報の精査を実施できた。
- ・緊急時対策支援システム（以下「ERSS」という。）及びプラント班のホワイトボードに記載されたクロノロジーを常にモニタに表示するとともに、必要に応じプラント班に要員を派遣するなどして継続的なオンサイト情報の収集が実施できた。
- ・TV会議システムを常時接続して継続的にOFCの状況を把握するとともに、原子力災害対策本部・非常災害対策本部合同会議、原子力災害合同対策協議会等を傍聴することにより各拠点の情報収集が実施できた。

(ERC プラント班)

- ・ホワイトボードに記載されている活動情報を映像情報として各班に提供し、緊急時活動レベル（以下、「EAL」という。）については赤枠、進展予測については黒枠で囲むなど、プラントの事故進展について、容易に認識できた。
- ・事態の進展を視覚的に共有するため、各機能班に表示灯を設置するとともに、館内放送により重要事項の伝達が実施できた。今後は、表示灯の切替え時期（事象通報時又は事態認定時）、設置場所等の改善を検討する必要がある。

(ERC 住民安全班)

- ・佐賀県及び長崎県に、活動情報システムが導入されたことにより、活動状況、被害状況等の把握が容易となり、拠点間における情報共有に有効であった。今後は、未整備の自治体へのシステムの導入、操作マニュアル整備等について検討する必要がある。

○OFC

(全般)

- ・事態の進展に応じ、活動情報システム等を活用して、各拠点間及び拠点内の必要な情報の共有を図るとともに、各事態における防護措置の実施方針等についておおむね整齊と意思決定ができた。

(OFC プラントチーム)

- ・ERC及び即応センターとのTV会議で、炉心損傷に関する情報が共有された際、速やかに事務局長等への報告、館内放送によりOFC内へ情報共有を実施できた。

○佐賀県

- ・地震による道路被害の発生を受け、避難経路の変更について関係機関に連絡を行い、全面緊急事態におけるPAZ内住民の避難に備えることができた。

○玄海町

- ・本部と避難誘導員との間で、PC、タブレット端末、携帯電話等を利用して「安否確認サービス」により円滑な住民避難情報の共有を実施できた。
- ・避難計画に基づくバス運行表をあらかじめ準備するとともに、災害救援航空機情報共有ネットワーク（以下「D-NET」という。）を試行的に利用し、避難バスの位置情報をリアルタイムで把握することができた。

○唐津市

- ・住民等の避難状況について地図情報を活用して継続的に把握できた。
- ・避難対象地区、避難人員、避難先、避難バスの出発時間、到着時間等の避難状況について、県と共通様式を用いて円滑な状況把握及び情報共有を実施できた。

○長崎県

- ・地震による被害状況、特に、住民避難に影響を及ぼす重要情報を把握するため、定型様式をあらかじめ準備し迅速な状況の把握、情報共有等を実施できた。
- ・TV会議システムを活用することにより、被害状況、避難状況等に係る情報を共有し、迅速な意思決定及び災害対応を実施できた。

○松浦市

- ・事態の進展に応じた会議を開催し、迅速な意思決定を実施することができた。

○福岡県

- ・佐賀県災害対策本部に連絡要員を派遣し、会議資料や議事録、避難状況等を継続的に収集し、両県の相互協力及び連携を実施できた。

【改善すべき事項及び今後の対策】

○官邸

（全般）

- ・ERCオフサイト総括が、住民安全班、医療班、放射線班等の各種重要情報を纏めているホワイトボードを、官邸でも映像により確認することで情報共有が行われ、官邸での先行性のある活動実施に寄与したが、静止画でしか確認できず、人の陰で字が見えない時もあったので、リアルタイムの動画等で確認できるよう検討が必要である。
- ・幹部の意思決定に際して、「玄海地域の緊急時対応」、地域防災計画等の基礎資料は、電子データのみならず紙媒体として要求されることもあるため、住民安全班はもとより、他の機能班や危機管理センター連絡要員においても、平素から準備することが必要である。

（官邸 住民安全班）

- ・各種情報が整理されているERCオフサイト総括のホワイトボードの静止画を確認することで状況把握を行ったが、PCにおいてリアルタイムでホワイトボードの情報が確認できるよう検討が必要である。
- ・原子力災害時の住民の避難状況について、避難者数や避難所への到着人数を正確に把握・共有するため、共通の様式を取り入れるなどの検討が必要である。
- ・警戒事態の要請文（案）に係る意思決定について官邸住民安全班に共有されていない状況があったが、重要な意思決定に係る文書の決裁プロセスについては、継続的にE

R C住民安全班や危機管理センター連絡要員との情報共有を密にすることの検討が必要である。

- ・班マニュアルに基づき業務を実施できたが、班内の要員交代を考慮し、確実に引継ぎができるよう班員へ周知することが必要である。

(官邸 医療班)

- ・安定ヨウ素剤の管理状況、配布場所、現地の病院の受入れ可能状況等の情報収集を行ったものの、把握するまでに時間を要した。今後は、情報収集の内容やタイミングについて検討し、併せて平時から現地の安定ヨウ素剤備蓄状況や配布場所等について把握することの検討が必要である。
- ・全面緊急事態において、原子力災害対策本部から発出される避難の指示文書に別紙「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」を添付する準備を行うことができたが、本実績を踏まえ班マニュアルへの記載の検討が必要である。

○ERC

(全般)

- ・各拠点活動においては、国、地方公共団体、実動組織を含む防災関係機関及び事業者が実施する緊急事態応急対策の相互調整及び対応方針の決定の連絡等が実施されるが、特にそれぞれの機関が保有する被害状況や活動状況に係る情報共有を効率的かつ迅速に実施することが不可欠である。このため、被害状況、各機関の活動状況、避難所、道路、浸水等の各種災害関連情報の重畳表示が可能なGISの活用も含めた状況把握・分析、認識の統一を図るためのCOPの整備について検討する必要がある。
- ・災害対応において冷静かつ的確な判断をするためには、執務環境も重要であり、さらに長期対応を考慮した準備の検討をする必要がある。
- ・情報連絡・共有手段として、活動情報システムを使っていたが、入力する情報の質や量、タイミングについては、認識を共有した上でこれらの在り方を検討する必要がある。

(ERC 住民安全班)

- ・被害状況を地図上に整理したが、場所や地名の確認等に時間を要することがあった。班内で必要な情報を確実に共有するため、被害、避難所、道路等の各種災害関連情報を重畳表示が可能なシステムの活用を含めた検討が必要である。また、今後は実時間で防護措置の実施方針を策定するプロセスを重視した訓練も検討することが必要である。

○原子力施設事態即応センター

- ・原子力事業者から実動組織を含む関係省庁への協力要請について、ERCへの連絡体制、意思決定プロセスについて明確にするとともに、即応センターの派遣チームの中で、当該業務を行う者を決めるなどのマニュアルの見直しを含めた検討が必要である。
- ・派遣チームに期待される活動に応じた、チーム員の具体的な役割、業務内容等が徹底されていなかった。今後は、機能別（総括機能、情報収集機能、原子力事業者及びERCプラント班への進言機能）に再整理し、体制・役割、活動内容等についてマニュアルに明確とすることについて検討が必要である。

○OFC

(全般)

- ・住民避難の状況、放射線モニタリング結果の推移等の意思決定及びOFCの業務に直接影響を及ぼす重要な情報については、クロノロジーでの情報共有と併せて館内放送等で確実に情報共有を図ることの検討が必要である。

- ・自然災害においては、道府県の災害対策本部が中心となり、情報の収集・整理、意思決定及び各種対策が実施され、国（中央）は道府県と直接連携し必要な支援を行うこととなる。原子力災害に至った場合においては、国（中央）が住民防護に係る意思決定を行うこととなるが、この段階においても自治体の活動の中心はそれぞれの災害対策本部となる。このことから、具体的な防護対策の検討に当たっては、国（中央）と道府県が直接協議することが情報共有に係る混乱の防止、タイムリーな意思決定に繋がるものと考えられるため訓練を通じて検討が必要である。
- ・災害対応では、国、地方公共団体、実動組織等の各機関が、物理的に離れた場所で活動することから、情報共有システムの利用は合理的である。情報には重要度や優先度があるため、システムのみではなく現場レベルの調整・連携を伴う情報共有を目的とした会議等の開催について検討することも必要である。

（OFC 住民安全班）

- ・避難状況と道路被災状況用の地図2枚を配置し状況を把握していたが、OFC内で共有できる状況図等の表示はなかった。各拠点の活動においては、関係機関の被害情報や活動状況に係る情報共有を効率的かつ迅速に実施することが必要である。このため、各種災害関連情報の重畳表示が可能なGISやD-NET等の活用も含めた状況把握・分析、認識の統一を図るためのCOPの整備について検討する必要がある。
- ・訓練時間の制約からOFC住民安全班と関係地方公共団体による作成作業も含めた実施方針（案）の策定プロセスに係る訓練内容は限定されたものになった。実施方針（案）は国と関係地方公共団体が相互に協力して策定するため、策定プロセスの具体化や、緊急時対応を基本に自然災害の影響も考慮することを検討する必要がある。

○佐賀県

- ・災害対策本部は、県内の道路被災情報がUTM座標で共有されたが、位置の特定に時間を要し、関係各所へ迅速に伝達することができなかった。今後、UTM座標を活用することも含め地図の利用について習熟することの検討が必要である。

○長崎県

- ・OFCからのFAXが壱岐市役所勝本庁舎ではなく、別の庁舎に送られていたので、転送により対応した。壱岐市は、自然災害と原子力災害の対策本部の設置場所が異なるため、OFC以外の関係機関も含め、連絡先の確認を行うことの検討が必要である。

2. 1. 4 緊急時モニタリング実施訓練

（1）訓練概要

緊急時モニタリング実施計画等の立案や意思決定を行うとともに、関係機関及び原子力事業者と連携して、緊急時における環境放射線のモニタリングを行う。

（2）訓練参加機関

内閣府、消費者庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省、原子力規制委員会、防衛省、佐賀県、長崎県、福岡県、玄海町、唐津市、伊万里市、松浦市、佐世保市、平戸市、壱岐市、糸島市、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、九州電力株式会社

（3）訓練内容

① 警戒事態

佐賀県、長崎県及び福岡県において、佐賀県モニタリング本部、長崎県モニタリング本部及び福岡県モニタリング本部をそれぞれ設置し、平常時モニタリング

の強化を含めた緊急時モニタリングの準備を行う。また、原子力規制委員会は、EMCの立ち上げ準備を開始するとともに、佐賀県、長崎県、福岡県及び原子力事業者からの情報収集等を行う。

② 施設敷地緊急事態以降

緊急時モニタリング実施計画等の立案や意思決定を行うとともに、佐賀県、長崎県、福岡県、原子力事業者等と連携して、EMCの立ち上げ、緊急時モニタリングの実施、関係者間における緊急時モニタリング結果の情報共有等を行う。

(4) 実施概要

警戒事態の発生後、上席放射線防災専門官が、EMCの立ち上げ準備を実施した。

施設敷地緊急事態の発生後、上席放射線防災専門官は、ERC放射線班の指示に基づきEMCの立ち上げを行うとともに、関係地方公共団体、原子力事業者等の派遣要員が参集した。

緊急時モニタリング実施計画については、佐賀県、長崎県及び福岡県の緊急時モニタリング計画を基にERC放射線班とEMCが協議した上で、緊急時モニタリング実施計画（案）を作成しERCオフサイト総括の承認を得た。緊急時モニタリング実施計画は、事態の進展に応じて、適宜内容を見直した。

EMCにおいては緊急時モニタリングの作業内容の検討・指示、緊急時モニタリングの実施、結果の取りまとめの作業を行うとともに、モニタリング結果は、ERC及びOFC放射線班に情報共有された。

ERC放射線班は、官邸及びERC各機能班へモニタリング結果を共有したほか、日本原子力研究開発機構の協力を得て、緊急時モニタリングの実施内容の検討を行った。

(5) 評価結果

【良好な事項及び助長策】

- ・OFC放射線班とEMCとの間で、情報共有の確認頻度を高めることにより、班内の情報整理を実施できた。
- ・ERSSを利用し、プラント状況、気象データ、モニタリングポスト値等の監視を行い、事態の進展に関する状況を早期から取得し備えることができた。また、電子ホワイトボードに緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システム（以下「緊急時モニタリングシステム」という。）とERSSを表示・監視するとともに、必要に応じてモニタリングポスト関係資料等を表示し省スペース化を図った。今後、各地域のEMCに、ERSSの導入及び電子ホワイトボードの設置について検討する必要がある。
- ・放射性物質放出後の緊急時モニタリングにおいて、防護資機材を装着しての活動指示のほか、気象、交通規制、道路状況等に係る情報提供や指示内容の遂行に支障があった場合の対応要領を周知したことにより、屋外活動を円滑に実施できた。
- ・放射性物質放出後の放射線被ばく管理に関して、防護資機材の管理状況、屋外活動要員の帰還後の被ばく状況の確認及び使用した防護資機材の汚染検査についてPC-TV会議を活用し、各拠点への情報共有及び指示を行うことができた。
- ・屋外活動チームは、可搬型モニタリングポストの設置、可搬型ヨウ素サンプラの設置及びカートリッジ交換、走行モニタリングや試料採取時の実施状況の経過報告を随時実施できた。屋外活動チームの状況について測定分析グループが把握し、EMC内の共有についても図ることができた。
- ・上席放射線防災専門官及び佐賀県職員が、警戒事態発生後から緊急時モニタリングシ

システム、通信機器等の立ち上げのほか、関係機関との連絡体制の確立を迅速に行い、EMC（情報収集管理Gr、企画調整Gr）と各県測定分析担当との情報共有、指示、報告等を実施できた。

- ・ EMC長の指示の下、放射性物質放出前にERSSを用いて直接線・スカイシャイン線による敷地境界モニタリングポストの測定値の情報について把握し、表示画面の印刷、情報共有することができた。
- ・ 警戒事態において、OFC立ち上げ要員放射線担当に対して問い合わせがあったが、本状況における業務の優先順位を判断した上で、適切に対応することができた。
- ・ 情報のやり取りがネットワーク共有フォルダで行われており、膨大な紙資料を取り扱う必要がなく効率的に業務を実施できた。
- ・ 送信用保管箱に受信文書が混入したが、その後、資料整理をした際に改善された。混乱した状況下では、整理整頓や資料のチェックがヒューマンエラー防止に有効である。
- ・ 緊急時モニタリング結果の評価について、飲料水分析結果一覧表の数値に誤りがあったものの、専門家チェックにより測定分析担当にフィードバックされるなど所定の流れで確実に結果の確認を行うことができた。
- ・ 施設敷地緊急事態の発生後、要員が到着し各グループ長から役割分担の指示を受け、適切に業務が実施されたが、全員が参集した時点で共通認識を持つため、再度各人の役割分担を周知するなどを行うことが望まれる。

【改善すべき事項及び今後の対策】

- ・ EMC立ち上げ準備において、通信点検を兼ねて各県のモニタリング本部とPC-TV会議による情報共有を行ったものの、プラントチームと同時期に開催となり、双方ともに円滑な会議進行が妨げられる結果となった。関係者間で会議室の割り振りの事前調整について検討が必要である。
- ・ EMC長の到着、交代等の重要情報について、各県の測定分析グループに対し連絡が無かった。重要情報の関係者への情報共有は、訓練等の機会を通じて習熟を図っていくことの検討が必要である。
- ・ 緊急時モニタリングセンター設置要領と県緊急時モニタリング計画における要員配置が重複していることから、緊急時モニタリングセンターに必要な要員、交代等について国と県で整合を図っていくことの検討が必要である。
- ・ 屋外活動要員に対して、事態の進展、モニタリングポストの測定値上昇等の情報共有がなされなかった。放射線被ばくを低減し安全を確保するとの観点から、重要情報の提供は確実に実施することの検討が必要である。
- ・ 緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システムのモニタリングデータは、サイト毎の表示ではなく、国内の全サイトが一つの画面で表示できるように改修することの検討が必要である。
- ・ 空間線量率の測定値がTV会議システムの大画面に表示されていたが、地図上では上昇等の時間変動の把握が難しいため、方位別にグルーピングし代表値のみや、トレンドによる表示について検討が必要である。
- ・ ERSSにより監視を行っていたものの、敷地境界モニタリングポストの測定値が、緊急時モニタリングシステムのマップ表示には含まれていなかった。このことから、システムへの表示や、排気筒及び放水口モニタも含めてEMCにおいて評価することの検討が必要である。
- ・ 空間線量率のマップ、トレンド等の変動や異常の有無を分析担当がOFC-EMC情報収集管理グループに報告することが情報収集管理グループの監視との多重化を図る上

で有効なため訓練を通じて検討が必要である。

- ・警戒事態においては、県モニタリング本部が環境放射線モニタリングの強化を行い、OFCの立ち上げ準備班に指示書と定時報を送付し共有したが、立ち上げ準備に追われ定時報が確認されていたか不明であった。警戒事態の段階からオンサイト、オフサイトのモニタリング情報等を確認することが望ましい。
- ・共有フォルダを利用することは有効であるが、構成が複雑になると、引継ぎや最新版の管理等で混乱するおそれがあるため、資料分類のルールについて訓練を通じて周知していくことの検討が必要である。
- ・プラント情報に関して、情報共有が十分に行われていないように見えるため、事故の進展を考慮した体制整備や監視強化を先取りして準備することについての検討が必要である。
- ・緊急時モニタリング要員の被ばく管理は、EMC各要員の所属機関の規定（人事院規則、電離放射線障害防止規則）が適用され、被ばく限度が混在した状態では管理に制約を受けるため、その方策について検討が必要である。
- ・飲料水の測定結果に関して、ゲルマニウム検出器を用いた測定条件が各県の測定分析担当で異なっているため、モニタリング実施計画に測定条件を示すとともに、測定結果については、検出下限値を含めて報告させるように検討が必要である。

2. 1. 5 広報対応訓練

（1）訓練概要

官邸、ERC等において、会見資料の準備、会見実施者への事前説明等の会見実施に至る一連の行動を行う。また、広報内容について、国、佐賀県、長崎県、福岡県、原子力事業者等との情報共有等を行う。

（2）訓練参加機関

内閣官房、内閣府、原子力規制委員会、関係地方公共団体 等

（3）訓練内容

① 警戒事態及び施設敷地緊急事態発生時

警戒事態及び施設敷地緊急事態発生後、広報官により報道対応（模擬記者会見）を行う。

② 全面緊急事態発生時

全面緊急事態発生後、内閣総理大臣による原子力緊急事態宣言に引き続き官房長官会見（仮想）を実施する。広報官は、官房長官会見（仮想）後、速やかにERCにおいて報道対応（模擬記者会見）を実施する。この際、OFCにおいては、ERCから必要な情報を入手し、報道対応（模擬記者会見）を実施する。

（4）実施概要

官邸においては、プラント状況や避難状況等の多くの情報が共有される中、重要な情報を整理分析の上、随時開催される内閣総理大臣や官房長官の会見に備えた。

ERCにおいては、登録記者等の協力を得て、模擬記者会見を複数回実施した。模擬記者会見では、ERCで取りまとめた政府の被害報及びプラント状況に係る資料を配付して説明を行うとともにライブ中継を実施した。また、事態の進展に応じて、携帯電話への緊急時情報発信システム（以下「Nアラート」という。）により政府の被害報を適時情報発信した。

○F Cにおいては、模擬記者会見で、原子力災害合同対策協議会等の資料を配付して説明を行った。

(5) 評価結果

【良好な事項及び助長策】

○官邸

- ・O I L 2の判断に基づく一時移転、屋内退避等に係る官房長官会見要旨や想定問答の準備を行うことができた。

○E R C

- ・模擬記者会見において、E R S Sのパラメータトレンドを用いて、プラント状況を適切に説明できた。
- ・模擬記者会見において、今後の事態進展について公表するとともに、国民が「今、何をしたらよいか。」ということについても広報することが重要である。更なる充実を図るため、会見室のモニタに避難状況、モニタリング状況等を表示することの検討が必要である。
- ・模擬記者会見において、具体的な事故の進展予測、燃料炉心及び燃料プールの状況についてE R S Sを用いて詳細に説明することで、記者にイメージを持たせることができた。
- ・模擬記者会見において、今回からE R S Sを用いて分かりやすい情報提供やライブ中継を使った拠点間の情報共有を実施したが、E R S Sが使えない場合も考え、引き続き紙面等を用いた説明や解説資料等を準備することも必要である。
- ・模擬記者会見は、広報官におけるワンボイスで行われるとともに、事態進展に応じて新しい情報を追加配付するなど広報官の交代を含め状況の変化に応じた広報業務を行うことができた。

○O F C

- ・現地の模擬記者会見を開催することにより、現地の広報班員の広報活動の重要性を理解することができたが、加えて記者会見用のマイク、録音機器等の機材の充実について検討が必要である。
- ・班長又は副班長が明示した担当業務に基づき、E R C総括班作成の被害報、会見資料のプレスルームへの配付、マスコミからの問い合わせ対応等の広報業務を実施した。

【改善すべき事項及び今後の対策】

○E R C

- ・避難地区名について一部振り仮名の誤りがあることを確認したが、平時の段階から地区名について、関係機能班や地方公共団体による事前確認の検討が必要である。
- ・模擬記者会見において、「施設敷地緊急事態要避難者」、「要支援者」、「要配慮者」等の用語を用いたため混乱を招いたが、被害報等での用語の使い方について検討が必要である。
- ・模擬記者会見においては、原子力の基本的な質問にも対応できるよう、プラントの基礎資料について事前に準備することの検討が必要である。
- ・記者会見において、国民に伝えるべきことを正確に伝えるため、防災訓練の機会のほか、平時からマスコミと打ち合わせを行い、信頼関係の構築に取り組む必要がある。
- ・原子力災害時における長期の安定的な広報活動を行うためには、増員や交代要領等の体制の検討が必要である。
- ・Nアラートで発信日時の記載の誤り等があったため、今後は、発信内容について班内

のダブルチェックを実施する体制の検討が必要である。

○OFC

- ・ERC広報班の模擬記者会見の様子をOFCプレスルームへ同時放映を試みたが、配信設備が整っていないため、ERC記者会見をOFCプレスルームで放映できる環境の整備について検討が必要である。
- ・無線LAN設備、音声付モニタ、記者の待機場所等の整備方針を決定するとともに、マスコミに配慮した記者会見設備の見直しの検討が必要である。
- ・OFC広報班の体制では、マスコミ等の問い合わせ対応が難しいため体制の見直しについて検討が必要である。

2.2 国が参加主体となる訓練

2.2.1 現地への国の職員・専門家の緊急輸送訓練

(1) 訓練概要

内閣府副大臣（原子力防災担当）、内閣府幹部等を現地に派遣するに当たり、関係省庁が連携し、輸送手段及び輸送経路を調整した上で、緊急輸送を行う。

(2) 訓練参加機関

内閣官房、内閣府、警察庁、消防庁、文部科学省、厚生労働省、環境省、原子力規制委員会、防衛省、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 等

(3) 訓練内容

① 警戒事態における緊急輸送の調整

警戒事態の発生後、更なる事態の進展に備え、内閣府副大臣（原子力防災担当）、内閣府大臣官房審議官（原子力防災担当）、担当職員等をOFCへ、原子力規制庁担当職員を即応センターへそれぞれ派遣する準備を行う。また、緊急輸送関係省庁に対し、緊急輸送の支援準備を要請する。

② 施設敷地緊急事態における緊急輸送

施設敷地緊急事態の発生後、原子力事故対策本部は速やかに緊急輸送関係省庁に対して緊急輸送の支援を要請し、内閣府副大臣（原子力防災担当）、内閣府大臣官房審議官（原子力防災担当）、担当職員等をOFCへ、原子力規制庁担当職員を即応センターへそれぞれ派遣する。派遣に当たっては、状況に適合した柔軟性のあるOFCへの移動計画の作成に留意する。

さらに、全面緊急事態への進展に備え、関係省庁、指定公共機関等に対し、原子力事故現地対策本部要員となる関係職員の派遣準備を要請する。

③ 全面緊急事態における緊急輸送

全面緊急事態の発生後、原子力災害対策本部事務局は、民間輸送手段を活用して関係省庁の派遣要員を現地へ派遣する。

(4) 実施概要

施設敷地緊急事態以降に現地に派遣される内閣府副大臣（原子力防災担当）、内閣府大臣官房審議官（原子力防災担当）をはじめとする内閣府、原子力規制庁、経済産業省及び防衛省の派遣要員について、原子力規制庁から航空自衛隊入間基地までを警察車両（警視庁及び埼玉県警察）の先導によるバスにより、航空自衛隊入間基地から福岡空港（民間機トラブルのため佐賀空港から変更）までを自衛隊機（C-

1)により、それぞれ緊急輸送した。

福岡空港からOFC近傍の松浦河畔公園までを自衛隊機（CH-47）により、松浦河畔公園からOFCまでをバスで緊急輸送した。内閣府副大臣（原子力防災担当）をはじめとする派遣要員は、12:10にOFCに到着し状況把握及び業務の引継ぎを行った。

（5）評価結果

【良好な事項及び助長策】

○官邸

- ・実動対処班では、施設敷地緊急事態における国職員の現地派遣のため、ERC実動対処班が事前準備した依頼文書「現地への人員輸送支援について（依頼）」の決裁手続きについて、決裁権者が官邸に移動したため、ERC実動対処班から引継ぎ柔軟に対応できた。

○ERC

- ・実動対処班は、OFCへの国職員の派遣調整のため、防衛省へ自衛隊機を活用した事前調整を行うとともに、並行して民間輸送機関による移動手段を運営支援班に依頼するなど先行的な輸送調整ができた。今後は、民間輸送機関の活用を含めた総合調整を行う業務手順を確立しマニュアル等に追記をすることも一案である。

【改善すべき事項及び今後の対策】

○ERC

- ・現地へ移動中の派遣要員とERC間の連絡ルートが確立されていないため、移動間の連絡体制・要領について検討が必要である。

2.2.2 原子力災害対策本部等の運営訓練

（1）訓練概要

施設敷地緊急事態発生に伴う原子力事故対策本部、全面緊急事態発生に伴う原子力災害対策本部を設置するとともに、自然災害及び原子力災害の複合災害を想定した自然災害に係る対策本部との合同会議の開催も含め、各本部の運営を通じた関係機関の情報共有、連絡調整、意思決定等を行う。

（2）訓練参加機関

内閣官房、内閣府、国家公安委員会、警察庁、消費者庁、復興庁、総務省、消防庁、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省

（3）訓練内容

① 官邸

官邸に各機能班を立ち上げ、情報収集を行うとともに、各機能班において、事態の進展に応じた各種応急対策業務を行う。施設敷地緊急事態発生に伴う原子力事故対策本部、全面緊急事態発生に伴う原子力災害対策本部を設置して各本部を運営するとともに、自然災害及び原子力災害の複合災害を想定した自然災害に係る対策本部との合同会議を開催し、各本部における情報共有、連絡、防護措置の実施方針の意思決定等を行う。

なお、原子力災害対策本部会議の訓練については、官邸、OFC及び関係地方

公共団体間でのトップ同士による意見交換や要請を直接行う訓練も含めて実施する。

② E R C

E R Cに各機能班を立ち上げ、情報収集を行うとともに、各機能班において、事態の進展に応じた各種応急対策業務を行う。施設敷地緊急事態における原子力事故対策本部、全面緊急事態における原子力災害対策本部の設置に伴い、官邸の各機能班と連携し、オンサイト及びオフサイトの情報の集約・整理を行うとともに、住民の避難等に係る指示案及び関係資料の作成、決定した方針の現地本部への伝達等を行う。

(4) 実施概要

① 地震発生から原災法第10条事象発生まで（7：30～10：50）

地震発生後、官邸では地震に関する官邸対策室が設置され、被害状況の確認等が行われた。E R Cでは、原子力規制委員会委員長及び内閣府政策統括官（原子力防災担当）を本部長とする原子力事故警戒本部が設置され、関係省庁、関係地方公共団体等に対して必要な情報連絡等を行った。

また、原子力事故警戒本部から関係地方公共団体に対して、施設敷地緊急事態要避難者への避難準備等に係る要請を発出した。

10：30に原子力事故警戒本部、佐賀県災害対策本部、玄海町災害対策本部、唐津市災害対策本部、長崎県災害対策本部、松浦市災害対策本部及び福岡県災害対策本部によるTV会議を開催し、被害状況、プラント状況等を確認するとともに、施設敷地緊急事態における防護措置の実施方針（案）を決定した。

② 原災法第10条事象発生から同第15条発生まで（10：50～14：50）

原災法第10条通報を受け、官邸に原子力事故に関する官邸対策室が設置された。さらに、内閣府特命担当大臣（原子力防災）及び原子力規制委員会委員長を本部長とする原子力事故対策本部を設置するとともに、同本部会議を開催し、施設敷地緊急事態要避難者の避難、全面緊急事態に備えた避難準備等の実施を決定し、関係地方公共団体に要請した。

12：00に中央合同庁舎第8号館において、非常災害対策本部・原子力事故対策本部合同会議を開催し、自然災害及び原子力災害の複合災害への対応方針について協議を行った。同会議には、原子力事故対策本部から内閣府大臣政務官（原子力防災担当）等が参加し、県災害対策本部からは知事等がTV会議を通じて参加した。

③ 原災法第15条発生以降（14：50～17：00）

12：31頃に発生した北朝鮮の核実験への対処を優先するため、官邸で実施する訓練について場所と参加者を変更するなどの対応をし、以降の訓練を実施した。

原災法第15条該当事象の報告があり、原子力規制委員会において事態認定後、総理大臣の代理として内閣府特命担当大臣（原子力防災）による原子力緊急事態宣言を発出し、原子力災害対策本部を設置した。関係地方公共団体に対しては、P A Z及びP A Zに準じた防護措置を実施する地域内の住民の避難、U P Z内住民の屋内退避等に係る指示を発出し、原子力災害対策本部・非常災害対策本部合同会議において全面緊急事態における政府の対応方針を決定した。

(5) 評価結果

【良好な事項及び助長策】

○官邸

(全般)

- ・官邸チーム各機能班は、会議資料作成準備、住民の避難状況、プラントの事故進展に係る情報等、各機能班に徹底を図るべき重要な情報及び指示についてハンドマイクを使用して確実に伝達できた。
- ・プラント状況に係る官邸、ERC、連絡要員、内閣官房（事態）等の共有については適時的確に連絡要員に届き、内閣官房（事態）や幹部への情報共有ができた。
- ・試行的に、原子力規制庁の端末の一部が設置されたことにより、各種情報を入手することができ、内閣府及び原子力規制庁の幹部への報告を行うことができた。今後、訓練参加者の意見を踏まえ、端末や複合機の増設のほか、要員の確保や体制の検討が必要である。
- ・各機能班の情報管理者が明確に指定されており、班内での情報の一元的管理及び情報共有に係る対応が適切に実施できた。情報管理者の有効性が確認できており、マニュアルへの反映について検討が必要である。

(官邸 総括班)

- ・段階的訓練を通じて、各人が役割及び責任について認識することができた。平時からマニュアルを活用した訓練への参加を通じて、理解の促進を図ることが必要である。

(官邸 プラント班)

- ・30分毎にプラント状況の資料を配布したことで、総括班の業務が軽減された。プラント状況図については、前回からの変更点が判別できるような記載方法にすることで、更なる業務の効率化が期待できる。
- ・官邸連絡要員への情報提供の迅速化については、一定の改善ができた。

(官邸 放射線班)

- ・「緊急時のための原子力規制委員会行動規範」に基づき、緊急時モニタリング実施計画をERC放射線班と連携して、ERCオフサイト総括の専決事項として処置後、原子力規制委員会委員長及び委員長代理へ直ちに報告が実施できた。

○ERC

(全般)

- ・事態の進展に伴い、原子力事故対策本部や原子力災害対策本部の設置、非常災害対策本部との合同会議の開催を含め、オンサイトとオフサイトの情報の収集・整理が行われ、住民避難等の防護措置に係る本部活動が実施できた。
- ・全面緊急事態認定後、人事院規則10-5第4条の9第2項に基づき、人事院事務総長から原子力規制庁長官宛に、特例緊急被ばく限度（250mSv）に係る通知文書が総括班に送付された。その後、プラント班を経由して現地の原子力運転検査官へ速やかに伝達することができた。
- ・ERCでは専用系端末の充実や、事態表示灯の新設を含むレイアウトの変更が行われ各機能班は、事態の進展に応じた各種応急対策業務を円滑に進めることができた。

(ERC オフサイト総括)

- ・業務フローを作成し、住民安全班、医療班、放射線班に対して各事態に応じて実施すべき事項を明示するとともに、クロノロジーを活用して実行の確認を行うなど効率的かつ効果的に業務を統括できた。

(ERC 総括班)

- ・事態の長期化に備え交代要員の検討を各機能班に指示するなど先行的な活動を実施したが、現行の要員配置は必ずしも十分ではないため、予備要員の確保について検討が

必要である。

- ・各機能班への指示をクロノロジーとテロップを用いて配信することで、情報共有ツールとして有効であることを確認した。引き続き、E R C内の情報共有の在り方については、関係者の意見も踏まえ検討が必要である。
- ・警戒事態の発生から政務、原子力規制委員会委員、幹部等の行動を把握し、官邸、E R C、O F Cの各拠点に区分して幹部等の行動や連絡先をホワイトボードやクロノロジーで共有するなど適切な活動が実施できた。

(E R C 運営支援班)

- ・緊急参集要員がおおむね参集した段階で水及び非常食を保管場所から移動させる一連の手順を確認し作業に要する時間を把握できた。その結果、高所に保管されている物品があることが判明したため、脚立等の資機材の準備が必要である。

(E R C 広報班)

- ・原災法第15条事象発生時に、プラント班からE R C全体に対して館内放送を使って情報共有されたことは適切であり、プラントの重要事象についてはプラント班から情報発信することが望ましい。
- ・E R Cプラント班と即応センターで活用されている、事業者が作成した「概略系統図」及び「設備状況シート」は、分かり易くまとめられており記者会見資料としても有効活用できたが、更新頻度の短縮について関係者間で検討が必要である。

(E R C プラント班)

- ・オンサイト総括は、即応センターからのプラント状況の報告や説明に際して、事態の更なる進展に備え、先行的な準備及び実行状況について継続的に指導し、関連情報を要求するなど、事業者と一体となり万全な事故収束に向けた適切な業務が実施できた。
- ・原災法第10条事象及び第15条事象に係る事業者通報の受理に際して、T V会議システムを活用した原子力規制委員会による迅速な事態認定を行うことができ、その有効性が確認できた。
- ・発電所内の負傷者に関する情報を即応センターから入手し、ホワイトボードへの記載と医療班への口頭伝達など、迅速な対応が実施できた。

(E R C 放射線班)

- ・施設敷地緊急事態における緊急時モニタリング実施計画の発出に当たって、「緊急時のための原子力規制委員会行動規範」に基づき、オフサイト総括の専決事項として処理するなど、迅速な対応が実施できた。意思決定のプロセスを検証するため、エビデンスを残す必要性について検討することが望ましい。
- ・施設敷地緊急事態において、緊急時ホームページを開設し緊急時モニタリング状況を公開する基本的手順を確認できた。
- ・国際班からのモニタリングポストの緯度・経度情報に係る問い合わせについて、事前に準備した資料を活用して適切に対応することができた。
- ・ホワイトボード付きのプロジェクトに、緊急時モニタリングシステムの画面を投影し欠測しているモニタリングポストをマークし画像として保存することで定時報告に活用できた。今後は、班マニュアルにホワイトボード付きプロジェクトの活用方法を明確に記載することの検討が必要である。

(E R C 医療班)

- ・広報対応や書式集等を追加するなど班マニュアルを改訂したことで、迅速に全体像の把握を行うことができた。また、I C S (Incident command system) の概念を取り入れ、班内を「班長・参謀」「ロジ・総務」「現場支援 (对被災地、对指定公共機関等)」に業務分担したことで有効に機能した。今後は、班マニュアル作成について、防災・